

中間前金払制度の導入について

近年、建設業を取り巻く経営環境は厳しさの一途を辿り、その対策については官民あがりの喫緊の課題となっており、その対策の一環としての中間前金払制度は、奈良県において平成 18 年 10 月から導入されています。また、国からも同制度導入の要請がされているところであり、本市においても同制度の導入を行うことで、建設業の経営改善を目指すとともに事務改善を図ります。

1. 制度の概要

既に前払金の支払を受けた建設工事について、次の必要な条件をすべて満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に、請負金額の 2 割を追加して支払います。

2. 必要な条件

- ①工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ②工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること（債務負担行為に係る工事については、当該年度の出来高予定額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること）。

注) 条件の認定に当たっては、原則として、部分払時に行う出来高検査は行わず、別に定める工事履行報告書、工程表、平面図及び全景写真等により工事担当課長がこれを行う。

3. 導入の主なメリット

- ①公共工事の円滑な資金の供給を図ることで、円滑な施工を確保する。
- ②請負者の財務体質の改善、経営の安定化等を図ることができ、土木建設産業の健全な育成に寄与する。
- ③出来高検査が不要なため、現場の一時的な停止が避けられ、工事の進捗を正常に保つことができる。
- ④部分払請求への対応に比べ、出来高設計書の作成、出来形検査の実施等が必要なくなるので、事務の軽減、省力化等を図ることができる。

4. 導入の時期

平成 24 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件から適用